

入 札 説 明 書

令和8年度畜産センター養豚研究所ミスト室付き更衣室設置工事に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年10月23日

2 担当部局

(1) 契約担当

〒300-0508 茨城県稲敷市佐倉 3240

茨城県畜産センター養豚研究所 板垣

電話 029-892-2903

F A X 029-892-3384

(2) 工事担当

〒300-0508 茨城県稲敷市佐倉 3240

茨城県畜産センター養豚研究所 岩間

電話 029-892-2903

F A X 029-892-3384

3 入札対象工事

入札公告2に記載した入札対象工事に記載のとおり。

4 競争参加資格

入札公告3に記載した競争参加資格に掲げる条件を満たしていること。

5 入札等の手続き

資料、入札書等の提出された時点は、2(1)の担当部局に郵便が到着された時点とする。なお、郵送は書留郵便に限る。

6 競争参加資格の確認等

(1) この工事の入札に参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）各1部を書留郵便により提出するものとする。

ア 申請書等の受付日時・提出先

・提出期限は、令和8年11月5日（木）まで必着

・提出先 2(1)の担当部局に同じ。

イ 申請書、資料の作成説明会

実施しない。

ウ 申請書、資料のヒアリング

実施しない。ただし、提出された申請書及び資料について、説明を求めることがある。

- (2) 競争参加資格の確認は、申請日現在で行い、その結果は、競争参加資格確認通知書により原則として8日以内（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に回答する。
- (3) 競争参加資格がないと認められた者には、その旨を書面により通知する。当該競争参加資格がないと認められた者は、その理由について、説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合には、参加資格がない旨の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に茨城県畜産センター養豚研究所長に書面（様式は別に定める。）により行わなければならない。
- (4) 受付日時までに申請書及び資料を提出しない者は、本競争入札に参加できない。

7 設計図書

- (1) 設計図書は、インターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。
 - ・茨城県物品役務入札情報サービス
URL <http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>
設計図書・図面は、すべてダウンロード出来るので、指定印刷店での販売は行わない。
 - ・2（1）の担当部局における閲覧は、実施しない。
- (2) 設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き書面をファックスにより行うこと。回答は、書面により行い、茨城県畜産センター養豚研究所で閲覧に供する。
 - ・質問受付時間
令和8年10月23日（金）～令和8年10月30日（金）（休日を除く。）
いずれも9時から17時まで（正午から13時までを除く）。
 - ・書面の提出先 2（2）の担当部局に同じ。
FAX番号 029-892-3384
 - ・回答閲覧期間
令和8年10月23日（金）～令和8年11月2日（月）（休日を除く。）
いずれも9時から17時まで（正午から13時までを除く）。

8 現地確認

この入札に参加しようとする者は、以下の期間に必ず設置場所等の現地確認を行うこと。

(1) 現地確認期間

入札公告の日から令和8年10月30日（金）午後3時まで。事前に2（2）の担当部局へ電話連絡のうえ現地の確認を行うこと。

9 競争入札執行（開札）の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年11月16日（月）午後1時30分
- (2) 場所 茨城県畜産センター養豚研究所
- (3) 入札書の提出期限 郵送による提出とし、提出期限は令和8年11月13日（金）まで必着とす

る。

10 入札方法等

(1) 提出書類

ア 入札書（茨城県建設工事執行規則（昭和 43 年茨城県規則第 69 号）様式第 1 号）

イ 工事費内訳書（別に定める作成例に準じ作成するもの）

ウ 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第 27 条の 27 第 1 項及び第 27 条の 29 第 1 項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第 25 号の 12））の写し（全ての構成員に係るもの。以下この項において同じ。）

総合評定値の請求をしていない者にあつては、最新の経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書（建設業法第 27 条の 25 第 1 項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第 25 号の 10））の写し

なお、既に経営事項審査を受審し、かつ、総合評定値を請求した者であつて最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が送達されていないものにあつては、経営事項審査完了票の写しとし、経営事項審査を受審し、かつ、総合評定値を請求しない者であつて最新の経営規模等評価結果通知書が送達されていないものにあつては、経営規模等評価完了票及び経営状況分析結果通知書の写しとする。

(2) 入札に際しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等関係法令を遵守すること。

(3) 入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(4) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。

(7) 入札執行回数は、1 回とする。

(8) 入札を希望しない場合は、入札書を提出するまでいつでも辞退することができる。入札を辞退するときは、辞退届を提出すること。

入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

なお、入札書が提出されない場合には、入札を辞退したものとみなす。

11 入札保証金

入札保証金は、入札金額の 100 分の 5 以上の額とする。ただし、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号。以下「財務規則」という。）第 143 条第 2 項各号いずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する。

12 工事費内訳書の提出

- （１）入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- （２）工事費内訳書の様式は、別に定める作成例に準じたものとする。
- （３）提出された工事費内訳書は、返却しない。また、引換え、変更又は取消しは認めない。
- （４）工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。
- （５）談合があると疑うに足りる事実があると判断される場合には、提出された工事費内訳書を公正取引委員会に提出する。

13 契約保証金

納付する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

14 最低制限価格

設定する。

15 請負契約書作成

建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則（昭和 43 年規則第 69 号）様式第 2 号）により、契約書を作成するものとする。

16 支払条件

（１）前払金

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（（２）において「保証事業会社」という。）と前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、4 割で計算した金額以内の前払金を請求できる。

（２）中間前払金

中間前払金の認定を受け、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、2 割以内の中間前払金を請求できる。

（３）部分払

請求できる。ただし、回数は協議して定める。

なお、（２）又は（３）については、いずれか一方のみを請求できるものとする。

17 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 入札について不正の行為があった場合

イ 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合

ウ 入札書に記名のない場合

エ 指定の日時までに到達しない場合

オ 入札書を2通以上提出した場合

カ 工事費内訳書の提出がない場合

(2) この入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの入札説明書において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 開札時点において入札公告3に掲げる競争参加資格のない者のした入札は、無効とする。

18 落札者の決定方法等

(1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格の申込者とする。

(2) 落札となるべき同一金額の入札をした者が二人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者の決定を行う。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

19 火災保険付保の要否

否

20 一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

入札公告3(2)に掲げる一般競争入札参加資格の認定を受けていない者(更生会社については会社更生法に基づく更生開始の決定を受けた者、再生会社については再生計画の認可決定が確定した者に限る。)も、6により申請書及び資料を提出することができる。ただし、本競争入札に参加するためには、入札執行(開札)日の前日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

21 その他

(1) 提出された資料は、返却しない。ただし、公表、又は無断で他の目的に使用することはない。

(2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。

(3) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考にしたうえで入札すること。また、契約に当たり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用を契約書に記載する必要があることから、落札者は落札決定後に発注者と協議すること。